

記者提供資料
令和3年1月15日
危機管理課(担当:西垣)
電話 559-5057(直通)内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について(第87報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る三田警察署との連携について
(危機管理課) **別紙1**のとおり

別紙 1

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る三田警察署との連携について

1月13日に兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染拡大防止の取り組みを進めるべく、三田警察署のご協力をいただき、以下の広報活動を実施しますので報告します。

1. 警ら用無線自動車によるマイク広報

内 容：不要不急の外出自粛の呼び掛け

場 所：三田駅、フラワータウン、ウッディタウン周辺

実施期間：1月15日から緊急事態宣言が解除されるまでの夕刻

〈広報文〉

「1月13日から兵庫県は緊急事態宣言の対象区域に指定されています。市民の皆さまも、緊急事態宣言下にあることを強く認識していただき新型コロナウイルスの感染拡大防止のため不要不急の外出を控えてください。また、感染リスクのある場所への出入りを自粛するようご協力をお願いします。」

〈参考〉三田市消防本部においても、1月15日から毎週金・土曜日の夕刻等に同様の広報活動を実施します。

危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057 内線 2320